

腹部臓器部会（第5回）の論点

I 膵臓

1 膵臓の部分切除（部分損傷を含む。）

(1) 後遺障害の評価の着眼点

以下のとおりとしてよいか。

ア 外分泌機能に関し、障害を認めるとする要件

以下のいずれかの要件を満たすもの

- ① 膵臓を一部切除し、かつ、本人に腹痛や下痢等膵外分泌機能の低下に起因する症状が認められること
- ② 膵損傷を負ったことが画像所見により確認できるとともに、本人に腹痛や下痢等膵外分泌機能の低下に起因する症状が認められ、かつ、BT-PABA 試験で異常低値を認めること

イ 内分泌機能に関し、障害を認めるとする要件

以下のいずれの要件も満たすこと

- ① 経口糖負荷検査にて境界型と判断されること
- ② インスリン異常低値を示すこと

(2) 障害等級

第11級

外分泌機能又は内分泌機能のいずれかに障害を認めるもの

第9級

外分泌機能及び内分泌機能のいずれにも障害を認めるもの

2 慢性膵炎様病態

(1) 治ゆの適否

急性再燃期及び非代償期は、積極的な治療が必要であるので、治ゆとすることは不適切であるとしてよいか。

また、代償期については、積極的な治療までは要しないこと、保存的療法が功を奏さない場合においても10年以上は持続するのが多いことから、原則として治ゆとし、例外として膵機能障害の進行が著しいときには、療養を要するとしてよいか。

(2) 障害等級

閉塞性の慢性膵炎様病態が認められる場合には、消化吸収機能等が軽度低下するとともに、腹痛、下痢等の症状を呈し、労務に支障を与えるものの、職種制限までは生じないから、第11級とするのが適当か。

II 肝臓

1 慢性肝炎の病態の理解と治ゆ

慢性肝炎の原因となったウイルスを排除できない場合にはウイルスに持続的に感染している状態となり、徐々に肝機能の低下等をもたらすものの、その低下の進行は通常非常に遅いこと、自覚症状も通常は生じない。



完治した場合はもちろんのこと、AST、ALT の値が安定しているものの、治療効果が認められず、6ヶ月間持続的にその値が 80IU/L 以下である場合についても治ゆとすることは適当か。

上記の例外：線維化の進行が著しい場合は、治ゆしないこととする。

※1 厚生年金の障害年金においては、100 IU/L 以上であって、軽易な業務につけない時には3級(労災保険の7~9級)としているが、これは治療を行っている場合も含まれる。

しかしながら、AST、ALT の値が持続的に高値の場合には、線維化の進行も早いとされていることから、症状に関係なく、AST、ALT の値が持続的に高値の場合には、障害として評価することなく、療養の対象とすべきか。

※2 AST、ALT の値が持続的に高値の場合には、線維化の進行も早いので、療養の対象とすることが適当とした場合、80IU/L を基準とすることは適当か。

2 慢性肝炎を障害として評価する必要性の有無

AST、ALT の値が持続的に 80 IU/L 以下の場合、以下の理由から障害として評価する必要はないとしてよいか。

- ① 重篤な症状が出ることは極めてまれで、自覚症状がないのが通常であること
- ② 症状が出現した場合でもそれは非特異的な症状であり、かつ、他覚的に症状の有無を確認することが困難であること
- ③ 肝機能障害が一定以上に達した場合には療養の対象とすること

3 肝硬変の病態の理解と治ゆ

以下のとおりとすることが適当としてよいか。

- 肝硬変が非代償期にいたった場合
→治療が不可欠であることから、治ゆとしない。
- 肝硬変が代償期にとどまるものであって、治療によりウイルスが陰性

化・消失した場合

→治ゆとすることが適当

○ 治ゆとした場合の取扱い

慢性肝炎と同様の基準により判断する。

4 外傷を障害として評価する必要性

以下のとおりとすることが適当としてよいか。

肝臓については大きな予備能があるとともに、短期間に再生することから肝臓を外傷により損傷した場合、障害として評価する必要性はない。

III ひ臓

1 ひ臓を亡失した場合の影響

ひ臓の摘出は頻繁に行われているが、摘出後も血液学的、免疫学的な異常は認められていないと理解してよいか。

ただし、ひ臓は人体最大のリンパ器官であるから、一定の細菌に罹患しやすくなる等一定の影響はあると理解してよいか。

2 現行障害等級を規定した理由等

(1) 現行の障害等級を規定した理由

当時は免疫機能の異常等を客観的に評価できる指標がないことから、症状の有無にかかわらず人体最大のリンパ器官であるひ臓の亡失をもって、免疫機能の半分を失ったものとして評価したと理解してよいか。

(2) 現行の障害等級の規定の評価

今日においては客観的な指標により免疫機能の異常の有無を評価することができることから、ひ臓の亡失をもって免疫機能の異常を示すと考えすることは適切ではなくなっているとしてよいか。

3 障害等級

11級にも及ばないが、障害であることとするのは適当か。